

与那国町歯科医院に係る渡航費助成事業の手続きについてお知らせ

沖縄県内の歯科医院を受診するため、令和6年5月1日から令和7年3月31日までに
搭乗された分について、助成金を請求することができます。

対象者は与那国町民です。

受付期限は令和7年3月31日（月曜日）です。

申請の際には、

- ① 申請書
- ② 歯科医院の領収書（写）
※お子様が無料で受診された場合、診療明細書等、受診したことが分かる書類が必要です。
- ③ 往復運賃の領収書
- ④ 搭乗の証明ができるもの（搭乗券もしくは搭乗証明書）

が必要です。

なお、「12歳未満のお子様」「離島出身高校生」「障がい者手帳をお持ちの方」を対象と
した沖縄県離島住民割引運賃カードの還付とは重複して請求できませんのでご注
意ください。

詳しくは、長寿福祉課までお問合せください。

【対応窓口】

与那国町役場 長寿福祉課

【受付時間】

平日 8:30～12:00 13:00～17:15

【電話】

0980-87-3575